

第二項第一号に規定する景観計画区域をいふ。以下この号において同じ。)に含まれる土地区画整理事業で、施行地区的面積(施行地区的一部が景観計画区域に含まれるものにあつては、施行地区的面積及び施行地区内の景観計画区域の面積。以下この条において同じ。)、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

五 土地区画整理事業(前各号に規定する土地区画整理事業で、施行地区的面積、公共施設の種類及び規模等が該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。)の施行者(土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この条及び次条第五項において同じ。)が、保留地(同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号及び次条第五項において同じ。)の全部又は一部を、国土交通省政令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかわらず譲渡することができなかつた場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 施行人

イ
ロ 土地区画整理事業組合員

ハ 区画整理会社の株主(当該区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地(土地区画整理法第一条第六項に規定する宅地をいい、保留地を除く。)について所有権又は借地権(同条第七項に規定する借地権をいう。)を有する者に限る。)国は、地方公共団体に対し、土地区画整理組合が国土交通省令で定める土地区画整理事業の推進を図るために措置を講じたにもかかわらず、その施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至つた場合において、当該地方公共団体が、その施行地区となつてゐる区域について新たに施行者となり、土地区画整理法第二百二十八条第二項の規定により当該土地区画整理事業組合から引き継いで施

行することとなつた土地区画整理事業（前項第
一号から第四号までに規定する土地区画整理事
業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規
模等が当該各号の政令で定める基準に適合する
ものに限る。）に要する費用で政令で定める範
囲内のものに充てる資金を貸し付けることがで
きる。

国は、地方公共団体が、都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人（いずれも政令で定める要件に該当するものに限る。）に対する同法第百十九条第三号に規定する事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

項
区分

償還期間

表の欄各項に掲げるとおりとする。

土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヘに掲げる土地に限る。)に係る貸付金又は同条第二項若しくは第八項の規定による貸付金の利率については、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮して定めなければならない。

前条第三項から第七項まで、第九項又は第十一項の規定による貸付金は、無利子とする。

前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金の償還期間は、十年(四年以内の据置期間を含む)以内とし、その償還は(元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

前条第三項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同一表の償還期間の欄、据置期間の欄及び償還方法の欄各項に掲げるとおりとする。

二	一	項	区分	償還期間	4
前条第三項第一号の貸付金のうち施行者が施設に関する権利の全部又は一部を定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず	前条第三項第一号の貸付金（二の項に掲げるものを除く。）	前条第三項第一号の貸付金（二の項に掲げるものを除く。）	八年（都市再開発法第十一條第二項の規定による事業計画の認可を受けているものについては、十年以内（据置期間を含む。）以内（据置期間を含む。）以内（据置期間を含む。）	八年（都市再開発法第十一條第二項の規定による事業計画の認可を受けているものについては、十年以内（据置期間を含む。）以内（据置期間を含む。）以内（据置期間を含む。）	前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法は、次の表の欄区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄及び償還方法の欄各項に掲げるとおりとする。 前条第三項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法は、次の表の欄区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄及び償還方法の欄各項に掲げるとおりとする。
内以年十			一	間期置据	3
還 債 賦 年 半 等 均			一	法 方 還 債 括 債 債 還 債	2

5	三	
前条第四項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間、償還方法及び償還期限は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄、償還方法の欄及び償還期限の欄各項に掲げるとおりとする。	号の貸付金	ができないなかつた場合における当該施設に関する権利の管理処分に要する費用に充てるための貸付金
	前条第三項第二	二十五年以内（据置期間を含む。）
	内以年十	内以年半等均
	還債賦年半等均	

二	
の条法区う貸号か項前規第第画ちまら第条定二十整土金で第一第に項四理地のの四号四	
。含間置へ以十 むを期据内年	
内以年八	
還償賦年半等均	

三	
付たにす処地當につでるずかししよとで交を又地者う貸号か項前 金め充る分の該おたきこ譲かたよてりこ定通、はのがち付まら第条 のて費に管保け場なと渡わにう譲公ろめ省國一全保施金で第一第 貸る用要理留る合かがすらもと渡募にる令土部部留行のの四号四	除る項の対いけ認業に項同理地さより く。(すもて可計よの条組区され の掲三るのいを画る規第合画た設 をげのもにな受の事定三で整土立
♪含間置へ以五二 むを期据内年十	
内以年十	
還償賦年半等均	
	変更公告の 日 の翌日か ら起算して 十年)以内

四		前条第四項第五号の貸付金		二十一年十 五年以内に 据置期間を 内含む。		二十二年半 年等均	
6	前条第五項の規定による貸付金の償還期間は、八年（六年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。ただし、償還期限は、土地区画整理法第五十五条第九項の規定による公告がなった日の翌日から起算して十年以内とする。	7	前条第三項又は第四項の地方公共団体の貸付金の貸付けを受けた者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該貸付けを受けた者から加算金を徴収することができるものとし、かつ、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。				
8	前項に定めるもののほか、前条第三項から第五項までの国又は地方公共団体の貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。	9	前条第六項又は第十項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（同条第七項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第十項の規定による貸付金にあつては五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。				
10	前条第七項又は第十項の規定による貸付金の償還の方針によるものとする。	11	国は、前条第十項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還の方法によるものとすることができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内とする。				

1 償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。
11 前条第七項又は第十項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（同条第七項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第十項の規定による貸付金にあつては五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。
12 国は、前条第十項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘査し特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還の方法によるものとすることができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内とする。

国は、当分の間、民間都市機構に対し、民間都市開発法附則第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対し、土地区画整理事業として行われる政令で定める公園、下水道その他の公共施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

国は、民間都市機構に対し、民間都市開発法附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に要する資金の全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

前二項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

国は、当分の間、民間都市機構に対し、附則第二項の規定によるもののほか、次に掲げる業務に係る事務の管理及び運営に要する費用の財源をその運用によって得るための資金を無利子で貸し付けることができる。

民間都市開発法第一四条第二項各号に

10 定の適用については、同項中「十年（四年）とあるのは、「十二年（六年」とする。

平成十二年三月三十一日までの間における第一条第三項又は第四項の規定による貸付金については、同項第三項中「資金の二分の一以内」とあり、及び同項第四項中「資金（第一号及び第三号に掲げる貸付けにあっては、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内」とあるのは「資金」と、同項第三項並びに第四項第一号及び第三号中「政令で定める範囲内」とあるのは、「政令で定める範囲の二分の一以内」とする。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条の規定により貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月一日法律第三三号）抄

（施行期日）

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和五五年五月一日法律第六二二号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六二年九月四日法律第八七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

附 則（昭和六三年四月二六日法律第二二号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年六月二八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

<p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p>
第一号抄	第二号抄	第三号抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二九日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項の規定により貸し付けられている貸付金の償還期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年六月三日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一六日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月三〇日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

合においては、同号イ中「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」とあるのは、「首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律（平成十四年法律第八十三号）による廃止前の首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」と、同号ロ中「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」とあるのは、「首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律による廃止前の近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」として、旧都市開発資金法及び都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）の規定を適用する。

（施行期日）	
第一条	この法律は、景観法（平成十六年法律第二百十号）の施行の日から施行する。 （政令への委任）
第六条	附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
附 則	（平成一七年四月二七日法律第三四号）抄 （施行期日）

第一條 (施行期日) この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九条、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十九条

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第九条 (都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置) この法律の施行の際現に前条の規定によりされる改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律の第一条第九項の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十七号) 抄
(施行期日)

附 則（平成二四年七月一二日法律第八五号）抄
（施行期日）

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第四条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第四項第一号及び第二号の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

一条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百二十二条、第三百三十三条、第三百三十七条、第三百三十八条、第三百三十九条、第三百四十四条、第三百四十五条、第三百四十七条、第三百四十九条、第三百五十二条、第三百五十三条。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

附則（平成十五年六月二〇日法律第二〇〇号）抄
第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

（政令への委任）
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十二条、第三百六十五条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百八十条、第三百八十三条及び第三百八十六条の規定 平成二十年四月一日

四十二条の規定 公布の日から起算して三年を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行日の翌日のいずれか遅い日

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改
正に伴う経過措置)

この法律は、会社法の施行の日から施行する。
抄
七号)
抄
（平成一八年六月七日法律第五四二号）

七六号抄
（施行期日）

に旧都市公団法第一十八条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。この場合において、都市開発資金の貸付けに関する法律第二条第二項中「又は第九項」と

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

は、
か、
この法律の施行に關し必要な経過措置を定める。

規定は、平成二十六年度の予算から適用する。
附 則（平成二六年四月一五日法律第三〇号）抄
(施行期日)

あるのは「若しくは第九項又は独立行政法人都市再生機構法（以下「機構法」という。）附則第四十四条」と、同一条第十項中「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は機構法附則第四十四条」と、「同一条第七項」とあるのは「同

正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条（都市再生特別措置法第四十七条第二項及び第七十四条の改正規定に限る。）、第二条並びに附則第六条及び第七条

（施行用紙）
附 則（平成二六年五月二一日法律第三
九号）抄
を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条第七項又は機構法附則第四十四条」とする。
附 則（平成一五年六月二〇日法律第一〇一号）抄
(施行期日)

金の貸付けについては、なお従前の例による。
附 則（平成一九年三月二一日法律第一九号）抄
（施行期日）

の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一回の法律の範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条（施行日）この法律は、公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行に關して必要な経過措置は、政令で定め
る。

(施行期日) 六号抄

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年四月二五日法律第二

(二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四〇

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。